무 外(8)

1	,	
	訓令	
	○富山県文書管理規程の一部を改正する訓令	1
	教育委員会訓令	
	○富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	7
	○富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令	13
	人事委員会訓令	
	○富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	18
	議会訓令	
	○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	23

·//// ·////

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。 平成26年3月31日

> 富山県知事 石 # 泽

富山県訓令第6号

本 庁 出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第8号中「して文書」の次に「(共用文書を除く。)」を加える。

第11条第3項各号列記以外の部分中「除く。」の次に「次項において同じ。」を 加え、同項第1号中「有価証券等が添付されている文書並びに」を削り、同条第7 項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第 7項とし、同条第5項中「終えた文書」の次に「及び第4項に規定する文書」を加 え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の 1項を加える。

前項の規定にかかわらず、文書学術課長が受領した文書で関係の室課が明らか

なものは、開封することを要しない。

第11条に次の2項を加える。

- 9 室課の文書責任者は、第6項の規定により第4項に規定する文書の配付を受けたときは、当該文書を開封しなければならない。
- 10 室課及び出先機関の文書責任者は、配付され、又は受領した文書のうち有価証券等が添付されている文書にあつては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第15条第4項第1号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第41条第1項に規定するファイル分類表に基づくファイル分類(第1分類及び第2分類を除く。)」に改める。

第26条第3号を次のように改める。

(3) 浄書した文書は、校合すること。

第27条第3項第2号に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。 第31条中「文書及び決裁文書」の次に「(電子文書を除く。以下この条、第34条 第4項及び第35条において同じ。)」を加える。

第34条第2項中「、決裁文書及び文書保管票」を削る。

第35条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

- 第35条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第4項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発票及び文書保管票を文書学術課長等に提出しなければならない。
- 2 文書学術課長等は、前項の規定による提出があつたときは、決裁文書、文書収 発票及び文書保管票に施行日付印(本庁にあつては様式第15号、出先機関にあつ ては様式第15号に準ずる様式とする。)を押した後、主務者に決裁文書及び文書 保管票を返付しなければならない。

第36条中「文書学術課長」を「文書学術課長等」に改める。

第36条の2第2項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、 文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難 な場合は」を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第4項

男女参画・県民協働課

3

中「(電子文書を除く。)」を削る。

第39条第1項を次のように改める。

別表第2中

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を 通知しなければならない。

を

第39条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とする。

男女参画・ボランティア課

首都圈本部 首都圏 広域消防防災センター 職員研修所 職研 を 広消 に、 職員研修所 職研 東京事務所 東事 総合県税事務所 総税 を 総合県税事務所 総税 に、 総合県税事務所自動車税センター 総税自 広域消防防災センター 広消 新川厚生センター 新厚 新川厚生センター 新厚 を に、 新川厚生センター魚津支所 新厚魚 高岡厚生センター射水支所 高厚射 高岡厚生センター氷見支所 高厚氷 砺波厚生センター 砺厚 を に、 砺波厚生センター 砺厚 砺波厚生センター小矢部支所 砺厚小 新川土木センター入善土木事務所 新七入

富山土木センター

高岡十木センター

富山土木センター立山土木事務所

高岡土木センター氷見土木事務所

高岡土木センター小矢部土木事務所

富士セ

富土立

高土セ

高土氷

高土小

に改

める。

富山土木センター

高岡十木センター

様式第4号の1を次のように改める。

富土セ

高七セ

を

様式第4号の1 (第15条関係)

件名										
あて先						起案		年	月	日
						決裁		年	月	日
						施行		年	月	日
起案者	課		係 (電話			処理期限		年	月	日 号
	磁力 . 丘力			番号)	記号・番号	<u>1</u> ,	第~	<u> </u>	号
職名・氏名						保存期間				
ファイル分類										
知事			副	知事						
部長		次長		課長		課員				
起案理由等										
							In re	7 377		
取扱要領								承認		
県報登載		年	月	日						
例文番号			例文图	發日	年	月	日			
開示区分										
非開示理由										

(起案用紙) (日本工業規格A4)

様式第17号を次のように改める。

機

様式第17号(第41条関係)

ファイル分類表

第1分類 (部局名)	第2分類 (室 課 名) (出先機関名)	第3分類(係名)	第4分類 (所掌事務名)	ファイル基準名	保存 期間	ファイル名
						(ロナマ米

(日本工業規格A4)

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(文書学術課)

7

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表 する。

平成26年3月31日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第2号

本 庁 出先機関 教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程(昭和62年富山県教育委員会訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条第9号中「して文書」の次に「(共用文書を除く。)」を加える。

第11条第3項各号列記以外の部分中「除く。」の次に「次項において同じ。」を 加え、同項第1号中「有価証券等が添付されている文書並びに」を削り、同条第7 項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第 7項とし、同条第5項中「終えた文書」の次に「及び第4項に規定する文書」を加 え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の 1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、教育企画課長が受領した文書で関係の室課が明らか なものは、開封することを要しない。
 - 第11条に次の2項を加える。
- 9 室課の文書責任者は、第6項の規定により第4項に規定する文書の配付を受け たときは、当該文書を開封しなければならない。

10 室課及び出先機関の文書責任者は、配付され、又は受領した文書のうち有価証券等が添付されている文書にあつては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第15条第4項第1号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第41条第1項に規定するファイル分類表に基づくファイル分類(第1分類及び第2分類を除く。)」に改める。

第26条第3号を次のように改める。

(3) 浄書した文書は、校合すること。

第27条第3項第2号に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。 第31条中「文書及び決裁文書」の次に「(電子文書を除く。以下この条、第34条 第4項及び第35条において同じ。)」を加える。

第34条第2項中「決裁文書及び文書保管票」を削る。

第35条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

- 第35条 前条第1号の規定により文書が発送され、又は同条第4項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発票及び文書保管票を教育企画課長等に提出しなければならない。
- 2 教育企画課長等は、前項の規定による提出があつたときは、決裁文書、文書収 発票及び文書保管票に施行日付印(本庁にあつては様式第14号、出先機関等にあ つては様式第14号に準ずる様式とする。)を押した後、主務者に決裁文書及び文 書保管票を返付しなければならない。

第36条の2第2項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は」を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第4項中「(電子文書を除く。)」を削る。

第39条第1項を次のように改める。

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を 通知しなければならない。 様式第4号の1を次のように改める。

様式第4号の1 (第15条関係)

件名									
ナッチ						1			
あて先					起案		年	月	日
					決裁		年	月	日
+7/+-+/					施行		年	月	日
起案者 調	į	係 (電話			処理期限	h-h-	年	月	<u>日</u> 号
		(電話	番 号)	記号・番号	第	~		亏
職名・氏名	_				保存期間				
ファイル分類									
知事		副	知事						
教育長	教育	育次長	課長		課員				
±3 <i>4</i>									
起案理由等									
						公印承認			
取扱要領									
県報登載	年	月				-			
例文番号		例文登録		年	月日				
開示区分						-			
非開示理由									

(起案用紙) (日本工業規格A4) 様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第41条関係)

ファイル分類表

第1分類 (部局名)	第2分類 (室 課 名) (出先機関名)	第3分類(係名)	第4分類 (所掌事務名)	ファイル基準名	保存 期間	ファイル名

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。 平成26年3月31日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第3号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程(平成4年富山県教育委員会訓令第6号)の一部を次 のように改正する。

第1条の2第5号中「して文書」の次に「(共用文書を除く。)」を加える。

第9条第2項第1号中「有価証券等が添付されている文書並びに」を削り、同条 第4項の次に次の1項を加える。

5 文書責任者は、配付され、又は受領した文書のうち有価証券等が添付されてい る文書にあつては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第13条第4項第1号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」 を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第36条第1項に規定するファイル 分類表に基づくファイル分類(第1分類及び第2分類を除く。)」に改める。

第23条第3号を次のように改める。

(3) 浄書した文書は、校合すること。

第24条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。 第28条中「文書及び決裁文書」の次に「(電子文書を除く。以下この条、第34条 第4項及び第35条において同じ。) 」を加える。

第31条第2項中「に決裁文書及び文書保管票(文書保存票を含む。)を添えて」

を「を」に改める。

第32条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

- 第32条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第3項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発票及び文書保管票を文書責任者に提出しなければならない。
- 2 文書責任者は、前項の提出があつたときは、決裁文書、文書収発票及び文書保 管票に施行日付印(様式第7号)を押した後、主務者に決裁文書及び文書保管票 を返付しなければならない。

第32条の2第2項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は」を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第4項中「(電子文書を除く。)」を削る。

第34条第2項を削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を 通知しなければならない。

様式第4号の1を次のように改める。

様式第4号の1 (第13条関係)

件名									
あて先					1.7.44				
<i>W)</i> ()L					起案	年	Ē.	月	日
					決裁	年	Ē.	月	月
+7/					施行	年	Ē.	月	日
起案者	果	係			処理期限	年	Ē	月	日号
		(電話	番号)	記号・番号	第	\sim		号
職名・氏名				保存期間					
ファイル分類									
知事		副	知事						
校長	教	項	事務部長	曼	課員				
起案理由等									
						I			
取扱要領						公印承認			
県報登載	年	月	Ε						
例文番号		例文登録	· ·	年	月 日				
開示区分									
非開示理由									

(起案用紙)

(日本工業規格A4)

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第36条関係)

ファイル分類表

ファイルカ					1	
第1分類 (部局名)	第2分類 (室 課 名) (出先機関名)	第3分類 (係名)	第4分類 (所掌事務名)	ファイル基準名	保存 期間	ファイル名
					-	
					-	
						(口+大工光相枚 / 4)

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、 公表する。

平成26年3月31日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会訓令第19号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程(昭和62年富山県人事委員会訓令第11号) の一部を次のように改正する。

第1条の2第5号中「して文書」の次に「(共用文書を除く。)」を加え、同条 中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として 次の1号を加える。

(1) 課 富山県人事委員会事務局組織規則(昭和42年富山県人事委員会規則第92 号) 第2条の規定により置かれた課をいう。

第10条第2項第1号中「有価証券等が添付されている文書並びに」を削り、同条 第6項の次に次の1項を加える。

7 文書責任者は、配付され、又は受領した文書のうち有価証券等が添付されてい る文書にあつては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第14条第4項第1号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」 を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第40条第1項に規定するファイル 分類表に基づくファイル分類(第1分類及び第2分類を除く。) L に改める。

第25条第3号を次のように改める。

(3) 浄書した文書は、校合すること。

第26条第3項第1号中「「富人委」(秘密の取扱いを要する文書にあつては、 「秘」又は「極秘」の文字を加える。)を付し」を「職員課にあつては、「人委職」 を、任用課にあつては、「人委任」を付し、秘密の取扱いを要する文書にあつて は、「秘」又は「極秘」の文字を加えるものとし」に改める。

第26条第3項第3号に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。

第30条中「文書及び決裁文書」の次に「(電子文書を除く。以下この条、第33条 第4項及び第34条において同じ。)」を加える。

第33条第2項中「発送する文書に決裁文書及び文書保管票を添えて」を「発送す る文書を」に改める。

第34条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

- 第34条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第4項の規定により施 行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発 票及び文書保管票を職員課長に提出しなければならない。
- 2 職員課長は、前項の規定による提出があつたときは、決裁文書、文書収発票及 び文書保管票に施行日付印(様式第12号)を押した後、主務者に決裁文書及び文 書保管票を返付しなければならない。

第35条の2第2項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、 文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難 な場合は」を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第4項 中「(電子文書を除く。)」を削る。

第38条第1項を次のように改める。

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を 通知しなければならない。

様式第4号の1を次のように改める。

様式第4号の1 (第15条関係)

件名										
						_	_			
あて先						起案		年	月	日
						決裁		年	月	日
						施行		年	月	日
起案者 人事	委員 誤	員会事務 果				処理期限		年	月	日
			(電話	番号)	記号・番号	Š.	第 ~		号
職名・氏名						保存期間				
ファイル分類	į									
委員	長		委員		委員	l				
事務局長	Ž	次	長	課長		課員				
起案理由等										
取扱要領							公印承記	2		
県報登載		年	月	月						
例文番号			例文登録	計	年	三 月 日				
開示区分										
非開示理由										

(日本工業規格A4) (起案用紙)

様式第13号を次のように改める。

機

様式第13号(第40条関係)

ファイル分類表

第1分類	第2分類 (課 名)	第3分類	第4分類 (所掌事務名)	ファイル基準名	保存期間	ファイル名
						(口士工类相按 A 4)

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表す る。

平成26年3月31日

富山県議会議長 高 平 公 嗣

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程(平成11年富山県議会訓令第2号)の一部を次の ように改正する。

目次中「書庫等における保存」を「書庫等における公文書の保存」に「第64条」 を「第65条」に改める。

第2条中「意味」を「意義」に改め、同条第6号中「利用して文書」の次に「(共用文書を除く。) 」を加える。

第11条第2項各号列記以外の部分中「除く。」の次に「次項において同じ。」を 加え、同項第1号中「有価証券等が添付されている文書並びに」を削り、同条第6 項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第 6項とし、同条第4項中「終えた文書」の次に「及び第3項に規定する文書」を加 え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の 1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、総務課長が受領した文書で関係の課が明らかなもの。 は、開封することを要しない。

第11条に次の2項を加える。

- 8 課の文書責任者は、第5項の規定により第3項に規定する文書の配付を受けた ときは、当該文書を開封しなければならない。
- 9 課の文書責任者は、配付され、又は受領した文書のうち有価証券等が添付され

ている文書にあつては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第15条第4項第1号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第41条第1項に規定するファイル分類表に基づくファイル分類(第1分類及び第2分類を除く。)」に改める。

第26条第3号を次のように改める。

(3) 浄書した文書は、校合すること。

第27条第2項第1号中「「富県議会」(秘密の取扱いを要する文書にあつては、記号の次に「秘」又は「極秘」の文字を加える。)を付し」を「総務課にあつては「議会総」を、議事課にあつては「議会議」を、調査課にあつては「議会調」を付し、秘密の取扱いを要する文書にあっては、「秘」又は「極秘」の文字を加えるものとし」に改める。

同項第2号中「暦年によるものとし、」の次に「課ごとに」を加え、次のただし 書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。 第31条中「文書及び決裁文書」の次に「(電子文書を除く。以下この条、第34条 第3項及び第35条において同じ。)」を加える。

第34条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。 第35条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

- 第35条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第3項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発票及び文書保管票を総務課長に提出しなければならない。
- 2 総務課長は、前項の規定による提出があつたときは、決裁文書、文書収発票及び文書保管票に施行日付印(様式第14条)を押した後、主務者に決裁文書及び文書保管表を返付しなければならない。

第36条の2第2項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、 文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難 な場合は」を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第4項 中「(電子文書を除く。)」を削る。 第38条中「経営企画部」を「経営管理部」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を 通知しなければならない。

様式第2号の1 (第11条関係)を様式第2号の1 (第12条関係)に改める。 様式第4号の1を次のように改める。

様式第4号の1 (第15条関係)

件名							
7 11.							
あて先				起案	年	月	日
				決裁	年	月	日
1-11-12				施行	年	月	日
起案者課	係 (電話			処理期限	年	月	日
	(電話	番号)	記号・番号	第	~	号
職名・氏名				保存期間			
ファイル分類							
議長	副	議長					
事務局長	次長	課長		課員			
起案理由等			<u> </u>				
取扱要領					公印承認		
県報登載	年 月	日					
例文番号	例文登録	录日	年	月 日			
開示区分							
非開示理由							

(起案用紙)

様式第15号を次のように改める。

様式第15号(第41条関係)

ファイル分類表

第1分類	第2分類 (課名)	第3分類(係名)	第4分類 (所掌事務名)	ファイル基準名	保存期間	ファイル名
	·					
						(口木丁类坦牧 A 4)

(日本工業規格A4)

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(議・総務課)

号